

# 下田市

## 新庁舎建設位置について考える

問合せ先 統合政策課庁舎建設係 ☎22212

### 位置決定の経過

市では、平成21年から現庁舎の老朽化に伴い、新庁舎の建て替えを検討してきました。平成23年3月11日の東日本大震災の発生等を受け、市庁舎の建設位置につきましては、津波浸水想定区域外において検討し、財政力、安全性・強靱性、アクセス性、まちづく

りの方針等を位置選定の評価軸とし、稲生沢中学校北側隣接地への方針を決定しました。9月定例会において一度は否決となりましたが、市長と語る会などにおいて説明を重ね、12月定例会において「下田市役所の位置に関する条例」の一部改正が可決され、新庁舎の位置が正式決定しました。



### 今後の方針

今後は、より市民の方が使いやすい、将来に大きな財政負担を残すことが無いよう、市のまちづくりを推進するための重要な施設と位置づけ設計作業を進めていきます。

### 今後の全体スケジュール

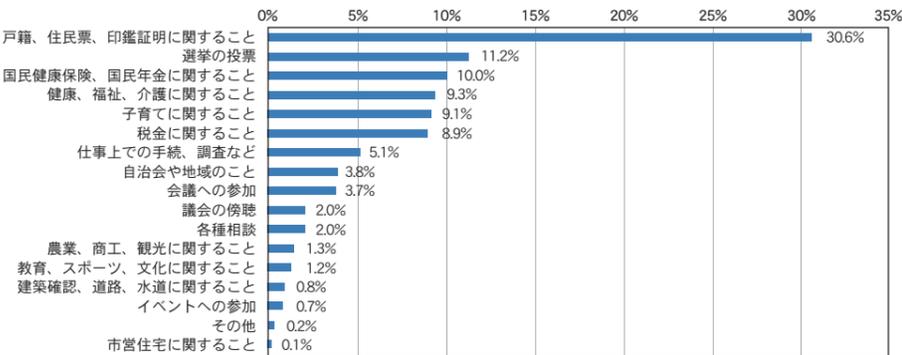
平成 29 年度	基本計画策定、設計業者選定
平成 30 年度	建設設計（基本設計・実施設計）
平成 31 年度	建設工事 着工
平成 32 年度	建設工事 竣工
平成 33 年度	開庁・供用開始

本年度中に設計業者の選定を行い、1年間の建設設計期間を挟み、平成31年度からの着工を目指してまいります。開庁と、供用開始は平成33年度を予定しています。

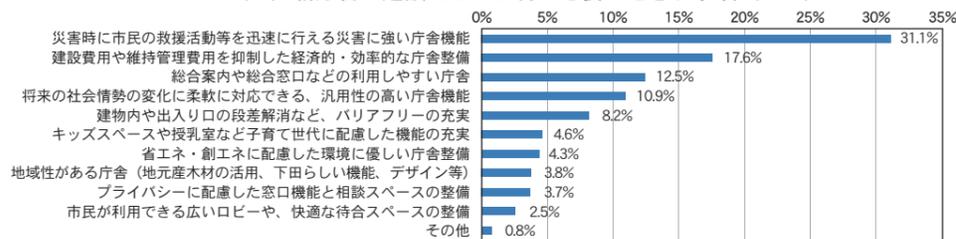
### アンケート結果

市長と語る会等において実施した「新庁舎建設に関するアンケート」の結果をお知らせします。この結果を参考に、今後の新庁舎建設について取り組ませていただきます。（回答者数402名）

#### (1) 庁舎への来庁目的 (3つ)



#### (2) 新庁舎の建設にあたり特に必要だと思う事項 (2つ)



### 早期発見・治療に向けて

## 乳がん検診



市では乳がん検診を行います。予約制となりますのでご注意ください。

#### 予約受付開始日

1月11日（木）から

#### 申込方法

電話にて希望の日程、時間をお伝えください。

#### 対象者

・平成30年4月1日現在、40歳以上で偶数年齢の女性

#### 料金

1,500円

※ただし、次の方は無料です  
 ・70歳以上の方  
 ・65歳以上で後期高齢者医療被保険者  
 ・女性特有のがん検診推進事業で無料クーポンをお持ちの方  
 ・下田市検診等徴収金免除証明書（非課税世帯に交付されます）をお持ちの方

#### 注意事項

・ベースメーカーを装着している方や、妊娠、授乳中、豊胸手術などをした方は受診できませんので、詳しくはお問い合わせください。  
 ・検査方法の都合上、背が曲がっている、支えが無ければ背を伸ばして立っていただけない方は受診を避けてください。  
 ・生理1週間前の受診は避けてください。

#### 申込・問合せ先

下田市保健課健康づくり係  
 市民保健課健康づくり係  
 (5)番窓口 ☎22217

### 日程表

日にち	会場
1月29日(月)	朝日公民館
1月30日(火)	河内公会堂
1月31日(水)	須原公民館
2月1日(木)	道の駅開国下田みなと
2月2日(金)	市民ギャラリー2
2月3日(土)	賀茂医師会館
2月4日(日)	
2月5日(月)	白浜公民館
2月6日(火)	稲生沢公民館
2月7日(水)	須崎漁民会館
2月8日(木)	下田総合庁舎保健所1Fロビー
2月14日(水)	賀茂医師会館
2月15日(木)	市民文化会館前
2月16日(金)	受付:エレベーター前
2月17日(土)	
2月18日(日)	下田市役所
2月19日(月)	(午後のみ受付)田牛区集会场
2月20日(火)	
2月21日(水)	賀茂医師会館
2月22日(木)	
2月23日(金)	
2月24日(土)	下田市役所
2月25日(日)	
2月26日(月)	賀茂医師会館
2月27日(火)	
2月28日(水)	市民文化会館前
3月1日(木)	受付:エレベーター前
3月2日(金)	

受付時間 9時～11時・13時～14時  
 (30分単位で予約を受け付けます)

### 助けあい、支えあう「年金」って

### とっても大事

### 20歳になったら国民年金

### 資格取得届と

### 学生納付特例



20歳で年金？  
知っていますか？

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。20歳になると、一部の方（厚生年金保険加入者、又はその配偶者に扶養されている方）を除き、国民年金第1号の加入手続が必要で、毎月保険料を納めなければなりません。20歳の誕生月の前月又は当月月上旬に年金機構から送られる「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を明記し、市民保健課国保年金係（窓口③）、又はお近くの年金事務所に提出してください。また、保険料を納めること

が難しいときは納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。学生証のコピー、または在学証明書のコピーを事前にご用意ください）。

後日、「年金手帳」と「国民年金保険料納付書」が手元に届きます。年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付、口座振替やクレジット納付も可能です。※納付書は保険料の免除を申請した方にもお送りいたします。

※学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付できます（追納）。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いとなります。

#### 問合せ先

市民保健課国保年金係  
 (窓口③) ☎3922